

令和4年第1回東広島市議会定例会

報 告 事 項

令和4年2月

目 次

報 告 第 1 号	専決処分の報告について……………	1
報 告 第 2 号	行政財産を使用する権利に関する処分について の審査請求を却下したことについて……………	3

報告第1号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 損害賠償の額
1,930円
- 2 専決処分年月日
令和4年1月17日

(報告理由)

令和3年10月22日、西条町御菌宇において、認定外道路の管理上の^{かし}瑕疵により、道路の一部が陥没していたため、走行中の自転車の後輪を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第2号

行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求を却下した
ことについて

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により、行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求を次のとおり却下したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の7第4項の規定により報告する。

令和4年2月14日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 審査請求人

2 審査請求の年月日

令和元年5月24日

3 処分庁

東広島市長

4 審査請求の趣旨

処分庁が、平成31年3月29日付けで に対して行った、東広島市公共物の管理等に関する条例（平成14年東広島市条例第11号）第4条第1項の規定による占有許可処分（以下「本件処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

5 却下の年月日

令和3年12月17日

6 却下の理由

審査請求人が適法な審査請求を行うには、行政不服審査法上の審査請求人適

格、すなわち同法第2条に規定する「行政庁の処分に不服がある者」に該当することが前提となる。

この「行政庁の処分に不服がある者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうと解されている。

本件処分について検討するに、審査請求人は、本件処分によって著しい被害を直接的に受けるおそれのある者ということができない。

したがって、審査請求人が審査請求人適格を有するとは認められず、審査請求人の本件審査請求は、不適法である。

(根拠法令)

地方自治法

第238条の7

- 2 普通地方公共団体の長は、行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、第2項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。